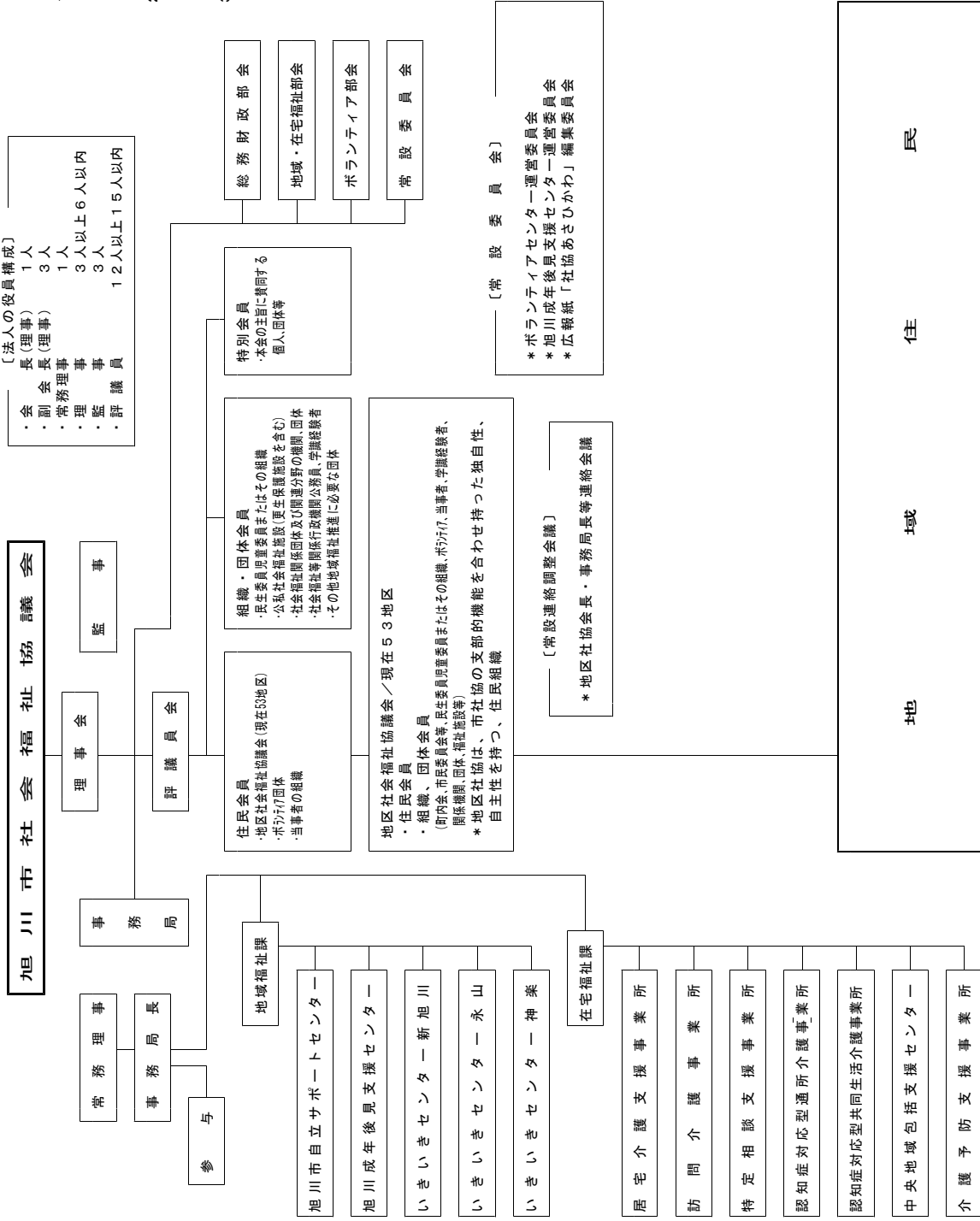


社会福祉法人旭川市社会福祉協議会組織・目的事業概要



【法人の概要】

- 設立及び法人認可年月日
 - (1) 設立 昭和26年 7月25日
 - (2) 法人認可 昭和28年 4月9日
 - * 社会福祉事業法(昭和26年、法律第45号)第74条による。

2 法人事務所
旭川市5条通4丁目893番地の1
旭川市とさわ市民ホール1階 内

- 3 法人の目的事業等
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
 - (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉人材バンク業務の実施
 - (8) 福祉サービス利用援助事業及び金融管理支援サービス事業
 - (9) ボランテア活動の振興
 - (10) 老人居宅介護等事業の経営
 - (11) 老人デイサービス事業の経営
 - (12) 老人介護支援センターの経営
 - (13) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (14) 障害福祉サービス事業の経営
 - (15) 相談支援事業の経営
 - (16) 移動支援事業の経営
 - (17) 生活福祉資金貸付事業
 - (18) 旭川市自立サポートセンターの受託運営
 - (19) 母子家庭等就業・自立支援センターの受託運営
 - (20) 母子家庭等就業・自立支援センターの受託運営
 - (21) 配食サービス事業の受託運営
 - (22) フォアミリーサポートセンターの受託運営
 - (23) 福祉除害サービス事業の受託運営
 - (24) 認知症高齢者見守り事業の受託運営
 - (25) 認知症サポーター等養成事業の受託運営
 - (26) 認知症予防事業の受託運営
 - (27) 高齢者等健康福祉センターの受託運営
 - (28) その他この法人の目的達成のために必要な事業

地 域 住 民